

## 平成 27 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 9 回）議事録

1 日 時 平成 28 年 1 月 27 日（水）18：30～19：50

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第一委員会室

3 出 席 阿部委員，大坂委員，赤間（宏）委員，市川委員，岩舘委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木（直）委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，諸橋委員

※欠席：川村委員，鈴木（清）委員，中嶋委員，高羽委員，目黒委員

[事務局]村上健康福祉部長，新妻人材育成部参事兼人事課長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，竹中北部発達相談支援センター企画総務係長（所長代理），中村南部発達相談支援センター所長，矢本精神保健福祉総合センター管理係長（所長代理），伊藤青葉区障害高齢課長，山田宮城総合支所保健福祉課長，阿部宮城野区障害高齢課長，佐藤若林区障害高齢課長，伊藤秋保総合支所保健福祉課長，富田人事課人事係長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，富山主事，林主事，佐藤主事，玉川主事，近藤主事

ほか傍聴者 5 名

### 4 内 容

#### （1）開 会

#### （2）会長挨拶

会 長 では皆さん，こんばんは。

今年度は本当に条例の策定のための会議がとても多くありました。そして，この年度内でモニタリングをするということもとても大事なことであります。このモニタリングにつきましては，平成 23 年改正の障害者基本法並びに基本計画において，実施していくということになりましたが，仙台市ではその前から取り組んでいたということで，ほかの自治体では余り例のなかったことのように思います。だからこそ，しっかりしたモニタリングをしていくということがとても大事なことだと思います。

本日は，次第にありますように，まずは条例の答申に係る報告，それから差別解消法に関する対応要領について，それから先ほどお話し申し上げました障害者保健福祉計画に係るモニタリングについての議論になろうかと思えます。とても大事なことであります。

また，今年度はあと残り少ないので，日程のことなど急いで決めなくてはいけないこともたくさんあると思えます。どうか皆さん，本日も検討をよろしく願います。

以上でご挨拶とさせていただきます。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より市川委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議 事

（1）障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方の答申に係る報告について

（2）障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領について

（3）障害者保健福祉計画に係る監視等について

① 仙台市障害者保健福祉計画（平成 24 年度から 29 年度）に係る監視等実施方針の改正について

② 平成 27 年度における障害者保健福祉計画に係る監視等について

③ 平成 27 年度におけるヒアリング調査について

④ 仙台市障害者保健福祉計画・第 3 期仙台市障害福祉計画掲載事業の実施状況等について

（4）その他

（1）障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方の答申に係る報告について

会 長 長 では、本日の議事につきまして、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき公開といたします。

今日の議事については、お手元の資料の次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、4 の議事に入ります。

最初に、（1）の「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方の答申に係る報告について」を私から報告させていただきます。その後、（2）の「障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領について」事務局から説明していただきます。その説明後、（2）の「障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領について」委員の皆様からご意見を伺います。その後、続けて議題（3）の「障害者保健福祉計画に係る監視等について」に移りたいと思います。皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、（1）の「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方の答申に係る報告」について、お手元の資料 1 をご覧いただきたいと思います。

答申の際にこの資料を奥山市長に説明したわけですが、昨年 12 月 28 日に大坂副会長と奥山市長に答申した内容について、報告いたします。

まずは、市長には全体の概要ということで、目次に従って全体像をお話しするとともに、この条例をつくる意義について、これは奥山市長からおととの 6 月に諮問をいただいて取り組んだ経過について、説明させていただきました。

1 ページをご覧ください。

そこに書いてありますような前文や目的について確認していくとともに、定義、基本理念について説明させていただきました。

この 2 ページの基本理念でございますが、全ての障害者が障害者以外の人と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が尊重され、それにふさわしい生活を保障される権利を有すること。

それから、この 5 つはどれも大事ですが、中でも 4 番目、障害のある女性が複合的な差別を受けやすいことや障害のある児童に対しては障害及び年齢に適した支援が必要であることなどについて、これは、皆様からご意見をいただき、性別や年齢、状況等に応じた適切な配慮がなされることということが、ここの中に入っていますということを説明いたしました。

それから、○の 5 番目でございますが、東日本大震災について、もう間もなく 5 年になりますが、この条例の中には、災害時における障害者の安全を確保するため、地域における支援体制の整備が図られること、また、災害発生時には、障害者の状況に応じた適切な支援活動が行われることなどについて、皆様からのご意見があったここに記してあることなどを説明いたしました。

このようにそれぞれのページについて目を通していただきました。それで、とても大事なことは、最初の 7 ページまでは書いてはいないのですが、38 ページの 7 番目、条例の見直し規定についてということで、差別解消法は 3 年後の見直し規定があるので、条例についても法と同様見直し規定を盛り込むべきであるという委員の皆様からの意見があったことを報告し、そして条例においても必要な場合には見直しが図られるということがとても大事なことであるということを奥山市長にお話しし、ご理解を得たところでございました。

そのようなことで、12 月 28 日に大坂副会長とともに奥山市長に答申しました。何か追加で報告することはございますか。いいですか。そのようなことです。

ということで、12 月 28 日に行いました条例のあり方の答申に係る報告については、その中の一部ということで報告いたしましたが、以上のとおりでございます。

## (2) 障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領について

会 長            それでは、次に、事務局より（2）の障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領について説明願います。

事 務 局            障害企画課の高橋でございます。

(高橋課長)            今、阿部会長からご報告をいただきましたが、委員の皆様には非常に長期にわたりご検討をいただきました。条例のあり方についての答申につきましては、阿部会長、大坂副会長から市長に提出をしていただきました。改めて御礼を申し上げます。

条例につきましては、現在条文案について検討を進めているところでございますが、まだ委員の皆様にお見せすることができないのですが、議会に案として送付さ

れました後、委員の皆様、それから臨時委員をお願いした皆様にお送りすることとしておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

本日は、初めに障害者差別解消に係る対応要領の策定について説明をさせていただきたいと思います。

座って説明をいたします。

それでは、机上配布をいたしました追加資料をご覧くださいと思います。

皆様、ご案内のとおり、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されることに伴いまして、行政機関では職員が適切に対応するための必要な要領を定めるということになっております。これを定める際には、資料にもありますとおり、障害者その他の意見を反映させること、それから定めたときには遅滞なく公表することということが求められております。

本市におきましては、障害者差別解消法に基づくもののほか、障害者雇用促進法の改正を踏まえまして、障害のある職員への対応、それから現在準備中の条例の趣旨も踏まえまして、障害者差別解消に率先して取り組む主体として、本年度中に職員の対応のよりどころとなる要領を定めたいというように考えております。

本市の対応要領の策定に関する位置づけや形式については、2 番のところにお示しをしておりますが、対応要領、それから留意事項、ガイドラインの 3 本立てでつくりたいと考えております。

対応要領につきましては、国の基本方針に従い、服務規律の一環として位置づけることとしております。

それから、留意事項につきましては、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の考え方、それから具体例を記載しまして障害者差別解消のための手引きとなるような内容をまとめます。

ガイドラインにつきましては、その取り組みの参考資料といたしまして、窓口での対応や情報保障の実施方法などを記載したいと考えているところでございます。

なお、内部的な役割分担にはなりますが、対応要領については職員全般にかかわることから人事課、留意事項並びにガイドラインについては障害企画課が担当してつくっていくということで進めております。

内容についての説明の前に今後の進め方についてご説明をしたいと思います。3 番のところをご覧ください。障害者差別解消法により求められております障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置といたしまして、本日の障害者施策推進協議会でご説明し、ご意見をいただくとともに、障害者団体等にも意見照会を行い、ご意見を頂戴するということとしております。いただいたご意見を反映させました後、2 月中旬を目途に対応要領案を確定させ、2 月下旬には職員に対する研修を実施いたします。

そして、3 月には、この資料では協議会のスケジュールが上になっておりますが、条例の議決のほうが最初になりますので、その議決をした後に対応要領の策定の手続をとりまして、その後協議会にご報告し、4 月に施行というスケジュールで進め

たいと考えております。

それでは、内容についてご説明いたします。

資料 2-1 につきましては、人事課の新妻参事から説明をさせていただきます。

事務局  
(新妻参事)

この協議会に初めて出席させていただきました人事課長の新妻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着席の上説明させていただきます。

お手元の資料 2-1 をご覧ください。

本市の対応要領の案でございます。

まず、1 番の目的でございますが、この対応要領につきましては、本市が新たに制定する条例の基本理念のもと、障害者差別解消法、または障害者の雇用促進法の規定に基づきまして、国が別途定めた基本方針に即して、障害者差別解消法の、具体的には第 7 条に規定する事項に関して職員が適切に対応するための必要な事項を定めるものとしております。

そして、2 の不当な差別的取り扱いの禁止、それと次の 3 の合理的配慮の提供でございますが、これはそれぞれ法の第 7 条におきまして規定されている内容を確認する意味での規定でございます。具体的な事項につきましては、別に定めます留意事項を参照の上、適切な取り扱いを行うこととしたいと考えております。

続いて、4 番、所属長の責務でございます。

ここでいう所属長というのは、市役所の組織におきまして一義的な管理職ということで、課長等を想定した言葉でございます。その責務を大きく 3 つに分けて記載してございます。

1 つは、①にございますとおり、まず差別解消を推進するために所属職員の注意を喚起し、差別解消に関する認識を深めさせること。また、障害者の方などから相談、苦情があった場合には迅速に状況の確認を行うとともに、合理的配慮の必要性が確認された場合には、それを提供するよう職員に指導を行うことというものでございます。

2 つ目は、②にございますが、障害者である職員からの、障害者雇用促進法に規定いたします施設ですとか、援助を行う者の配置等の必要な措置に関して相談を受けた場合の対応といたしまして、それに必要な対応をとるべきことを定めます。

最後に、3 つ目の③にございますとおり、所属長の包括的な責務として、問題が生じた場合の迅速な対応を規定してございます。

裏面をご覧ください。

5 は懲戒処分等ということで、職員が法で禁止されているような事項に違反するようなことをしたような場合には、懲戒処分の対象となり得ることを明示するものでございます。

そして、6 は相談体制の整備といたしまして、まず①では障害者の方などからの相談窓口を、次の②では相談を受け付ける場合の留意事項、さらに③では相談等の

情報を組織内で共有いたしまして、以後の相談等の対応において活用することを規定してございます。

④については、その相談の窓口の充実についての努力をしていくということ。

最後の⑤でございますが、ここでは障害者である職員からの相談窓口を規定するものとして、所属長もしくは人事課長とするといった中身を定めております。

そして、7番でございますが、研修・啓発といたしまして、新たに本市の職員になった者に対する研修の実施ですとか、所属長等に対しその役割について定期的に周知を行う旨を規定しているものでございます。

これらの対応要領の案につきましては、既に定められている国の対応要領並びに国で示している基本方針を踏まえ、やはり非常に基本的な事項を定めるところに絞って策定したものでございまして、先ほどと繰り返になりますが、具体的な内容等につきましては、これからまたご説明申し上げる留意事項等に対応してまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

事務局  
(高橋課長)

続きまして、留意事項につきまして、資料2-2でご説明をいたします。

留意事項では、1の趣旨にもございまして、対応要領に定めたことにつきまして、本市の事務事業における具体的な対応や考え方などをまとめております。

2番には、障害を理由とする差別の禁止について、法や条例に記載されている事項を具体的に示しております。

1つ目の箱書きのところには、障害者差別解消法における規定、2つ目の箱のところには、条例が可決されました後、条例に規定された内容を記載する予定でございまして、3つ目の箱のところには、市が民間事業所に事業を委託する場合の取り扱いについて記載をしております。委託を受けた事業者において、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより、障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むということにしております。

次のページに移ります。ここでは対象とする障害者というものを記載いたしまして、対象とする障害者については手帳所持者に限らないということなど、注意すべき事項もあわせて記載をしております。

次に、不当な差別的取り扱いの基本的な考え方でございます。

(1)には障害者の事実上の平等を促進するための措置、いわゆる積極的改善措置については差別に当たらないこと。

それから(2)には正当な理由の判断の視点を示すということとともに、正当な理由がある場合は、その理由を説明して理解を得るように努めることについて記載いたしました。

3ページに移ります。

(3)のところでは、不当な差別的取り扱いに当たる具体例を記載し、具体的に

職員がやってはいけないということがわかるように例示をしているところがございます。

続いて、5 の合理的配慮の基本的な考え方でございます。

(1)、(2) は合理的配慮の判断の際の留意点、そして合理的配慮は個別の状況に応じて判断が必要なことや、相手方との話し合いによる相互理解を通じて柔軟に対応することをまとめております。

4 ページに移ります。

この上の箱書きのところには、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や、長期に配慮を提供し続ける必要があるといった場合には、あらかじめ事前の環境の整備にも取り組むべきであるということについて記載をしております。

(2) のところでは、過重な負担についてどのような視点から考えたらいいかということについて示しました。

それで、(3) でございますが、ここでは合理的配慮の具体例につきまして、物理的環境に関すること、5 ページに移り、意思疎通に関すること、それからルール・慣行の柔軟な変更に関することについて、それぞれ具体例を示しまして、各職場において取り組みやすくなるように示しております。

6 ページに移ります。

項目の6番と7番は、これは仙台市が独自に盛り込んでいる項目でございます。

まず、情報保障の推進でございますが、条例のあり方の検討におきましても、情報保障は特に聴覚や視覚などの意思疎通の部分に障害がある方にとって、生活の基盤となるものであるというご意見をたくさん頂戴したところでありまして、答申の中でも基本的な施策として盛り込んだところでございます。職員としてもしっかり取り組むべきであるということで、留意事項に加えたところでございます。

取り組みの具体例といたしまして、審議会等を開催する場合、イベントを開催する場合、そして障害のある方が委員となった場合の対応、7 ページに移り、市民向けの通知や文書などをつくる場合の対応の仕方について示しております。

もう一つのオリジナルの項目でございますが、障害インクルーシブな施策展開という項目でございます。本市におきまして施策を展開するに当たりましては、障害のある方がいらっしゃるということを念頭に置くこと、また、条例の基本的な施策としても入れました政策形成過程への参画の推進ということについても進めるということで、具体的な取り組み例を示したところでございます。

留意事項につきましては、以上でございます。

続いて次のページをご覧くださいと思います。

情報保障等ガイドラインとありますが、これにつきましては、留意事項に示した内容につきまして、より具体的にどのように準備をしていったらいいのかということや、誰にお願いをしたらいいのかなど、そのようなことについて具体的に解説する内容にしていきたいと考えております。

本日は資料としてはお示ししておりませんが、記載する内容については、3番の

ところにお示ししましたとおり、障害特性と必要な配慮、それから窓口対応における配慮、事業の場面ごとの情報保障の実施方法について、イラストなども盛り込みながら取り組みやすいものとなるようにまとめることとしております。

お送りしている最後のページのスケジュールの説明につきましては、先ほどご説明をいたしました本日お渡しした資料と重なりますので、割愛させていただきます。

説明については、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。  
ただいま次第の議事（2）について事務局から説明がありました。  
それでは、委員の皆様からご意見等をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。白江委員、お願いします。

白江委員 難病相談支援センターの白江です。  
相談体制のところについて、もう少し詳しく、どのような形を想定されているのか、例えば人的な体制など、一応ここに書かれていますが、もう少し具体的に教えていただければと思います。

事務局 (新妻参事) 相談体制につきましては、すみません、まだ現時点で具体的なものを各自決めているわけではないのですが、基本的にはここにありまして、その窓口となる所属長、その事務を所管している所属長や、また、私、人事課長といったものに対して直接ご相談を受け付けるという仕組みですので、特段これに対しての人的な体制が必要だということまでは現時点では考えてございません。ただ、これをやってみて、もしそういった相談が多数寄せられるということで、何らかの事務処理の体制を構築する必要があるというような場合には、それに応じた対応をとっていきたいと考えてございます。

会 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。  
中村晴美委員、お願いします。

中村（晴） わらしべ舎の中村でございます。  
委員 最後にご説明いただきました情報保障等ガイドラインについての3の（3）についてですが、窓口対応等における配慮となっておりますが、この窓口対応というのは本庁庁舎、区役所などを含んでの窓口と考えてよろしいのでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) そのとおりでございます。



中村（晴） 委員 私も障害者の親でございますが、本庁に来ることよりも、当事者というのは区役所でいろいろと手続をさせていただいたり、質問させていただいたり、書類を提出したりします。やはり同じような親同士で話しますと、どうも区役所の窓口の対応の配慮不足から来るような、感情の行き違いということが起きるということを見聞きすることがありますし、私自身も体験があります。すやはり一番身近はどうしても区役所になりますので、ぜひそのところもなお十分にご指導、このガイドラインをぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

会 長 ありがとうございます。このガイドラインをもとにしっかりとした対応を望みますということですね。ありがとうございます。  
そのほか委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 やまとみらい福祉会の諸橋といいます。  
1つだけ聞きたいのですが、この市の職員の対応要領等の範囲はどこまでなのでしょう。例えば、私たちが日常生活する上で関わるガス局や、交通局など、具体的に障害者が日常生活をする上で接触する場面において、その範囲を知りたいと思います。

事務局 (新妻参事) すみません。少し説明が漏れておりました。基本的には、この対応要領につきましては、役所用語でいうと各任命権者がつくということになっておまして、私どもではやはり市長ですとか、あとはガス事業を統括している管理者、交通局の管理者といったような、それぞれ任命権を持っている職責の者がおり、それが基本的にはこの対応要領をそれぞれつくということにはなりません。それはただ形式上の話でございまして、基本的には本日お示した仙台市の市長部局における対応要領に準じた形で各任命権者も策定するというところで今のところ考えておりますので、共通した全市のものにほぼ近いものができるだろうと考えております。

会 長 諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 そうすると、事業ごとに違う性格というか、中身が違ってくると思うのですが、それぞれお示しをいただいて、障害のある団体の意見を反映させるというか、あるいは応えるような内容を期待してよろしいのでしょうか。どこまでの要領等、あるいはマニュアルになるのかということが見えるといいと思いました。

事務局 (新妻参事) すみません。対応要領につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本日お示したものと共通のものというように基本的には考えております。ただ、それ以外の各事業の特性に合わせた現場ごとの対応、これにつきましては、既にもう各事業者の側で、例えば交通局であればバリアフリーなどといった観点から定めている

ものもございますので、それについてはこの対応要領とはまた別のものとして、各事業の独自性を出したものとして、これからもそれに沿ってやっていただくということでございますので、本日お話ししたもののほかに各任命権者のものを取りまとめでご意見を照会するといったところまでは、大変申しわけないですが、考えてはございませんでした。

会 長 よろしいですか。はい、ありがとうございます。

では、委員の皆様からご意見、確認等ございましたら、いただきたいと思います。市川委員、お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。

懲戒処分等の規定がありますが、我々というか協議会の中では、不当な差別に当たるような場合、罰則はなじまないというように整理をされてきたと思うのですが、このところはやはり仙台市の職員であるということで、何か特別な思いがあってこの規定をつけるということになったのか、その辺の考え方について、確認させていただきたいと思います。

事務局  
(新妻参事)

ありがとうございます。この懲戒処分の規定を入れるか入れないかということについては、私どもの内部でも若干議論がありました。大変申し上げにくいのですが、先ほどこのご説明に当たりまして、国等で既に策定されている対応要領を参考にしたというふうに申し上げましたが、実は内閣府を初めとする国の機関等の定めた対応要領におきまして、こういった懲戒処分等という規定がございます。それを何の考えもなしに入れたのかというわけではないのですが、やはりそういった不当な差別を未然に防ぐ、抑止するという部分で、職員によく認識してもらうためにも、こういった趣旨の規定を入れたほうがいいのではないかと結論に至ったものでございまして、今委員おっしゃるように、そもそもこのようなものがなじむのかという部分については、若干の疑問も感じながらも、このような形で今日はお示したところでございます。

会 長 よろしいですか。ありがとうございます。  
白江委員、お願いします。

白江委員 難病相談支援センターの白江と申します。

先ほどの諸橋委員の関連で、新聞でしか読んでいないので間違っていたらご指摘いただきたいのですが、例えば、地下鉄の駅などですと、委託で業務を受けられていると聞いております。そのような場合、市のほうの対応要領の範囲となるのか、あるいは国土交通省のガイドラインの範囲となるのかということについて、どのような整理になるのでしょうか。

会 長 事務局，お願いします。

事 務 局 事業を委託しているような場合につきましても，基本的には仙台市が定めた対応  
(新妻参事) 要領が適用されると。それを踏まえた対応が必要だという認識がございます。

会 長 よろしいですか。ありがとうございます。  
では，市川委員，お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。

職員の方がいらっしゃるの言いにくいのですが，この最後の研修・啓発のところについてです。新たに職員となった者に対してというのが強調されているのですが，市の職員の方，所属長の方は定期的にかわられますよね。そうすると，今まで所属長でなかった方が所属長になるとか，それから障害のことに携わったことのない職員の方が，新たに障害者の職員がいらっしゃる場所に異動するなど，いろいろなケースがあるのではないかと思います。そうすると，研修・啓発というところは，所属長としての研修・啓発をやはり別立てでちゃんとやっていただいたほうが私はよろしいのではないかと思います。というのは，誰かが結論出して障害者の方に何かをするにしても，所属長の判断というか見識が，やはり非常に大事なのではないかと思いますので，ぜひそれはまたご検討いただきたいと思います。

会 長 事務局，お願いします。

事 務 局 ご意見，ありがとうございます。

(新妻参事) おっしゃったとおり，今回お示した原案の中でも所属長の責務というのをあえて規定しております。各職場において，現場の長としての所属長の役割というのが，この障害者差別の解消という部分については非常に大きいのではないかと思います。私どもも考えております。そういった意味で，この 7 番の研修・啓発の書きぶりにつきましては，ご指摘のような趣旨も踏まえまして，今後もう少し見直しをしてみたいと考えてございます。

会 長 ありがとうございます。市川委員よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）はい，ありがとうございます。

ほかに委員の皆様からご意見，ご確認などよろしいでしょうか。では，大坂副会長。

副 会 長 お願いがあります。新妻参事さんをお願いがあるのですが，今日資料でお示しいただいて，我々，このようなことが始まるんだということを認識できたのですが，

資料 2-2 の留意事項の 5 ページのところの一番下の段の囲みに事例集のことが載っております。これは、私どもの会で、この協議会で条例をつくる過程で、一緒にいろいろなことを当事者の方とつくったものでございます。これは、重要なことは、広く市民の方にもお知らせをしているところなので、最低限でもこの程度のことは職員の方に周知していただきたいというお願いでございます。多くの方はこういうことを見ているいろいろなことを学んでいらっしゃると思いますので、せっかく仙台市でつくったものでございますので、そういったものを十分ご活用いただいて、研修等々教育いただきますようお願いしたいと思います。この場をお借りしてお願い申し上げたいと思います。

会 長 大坂副会長、ありがとうございました。とても大事なご指摘をいただきました。それでは、委員の皆さん、(2) についてのご意見や確認はよろしいでしょうか。それでは、(2) に関する意見はここまでとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

### (3) 障害者保健福祉計画に係る監視等について

- ① 仙台市障害者保健福祉計画（平成 24 年度から 29 年度）に係る監視等実施方針の改正について
- ② 平成 27 年度における障害者保健福祉計画に係る監視等について
- ③ 平成 27 年度におけるヒアリング調査について
- ④ 仙台市障害者保健福祉計画・第 3 期仙台市障害福祉計画掲載事業の実施状況等について

会 長 続きます、次第の(3)の障害者保健福祉計画に係る監視等についてに移ります。これはとても大事な検討事項だと思います。最初に、①の監視等実施方針の改正について説明願います。

事 務 局 それでは、本日のもう一つの議題であります仙台市障害者保健福祉計画のモニタリングに関することにつきましてご説明をいたします。

(高橋課長) 資料の 3-1 をご覧ください。

障害者計画の監視等に係る実施方針につきましては、平成 25 年 10 月に、協議会におきまして決定をいただいているところでございますが、昨年策定をいたしました第 4 期障害福祉計画についての記載がございませんでしたので、今回第 2 の計画のところ、それから第 3 の監視等の 1 監視等エの項目のところ追記をしたところでございます。

それから、次に資料の 3-2 をご覧いただきたいと思います。

平成 27 年度から 29 年度における障害者保健福祉計画に係る監視等の進め方についてでございます。

1 の概要には 3 カ年における実施内容の案をお示ししております。

まず、平成 27 年度でございます。残りわずかとなっておりますが、まず 26 年度

の実施事業の監視並びに障害者団体等への調査を行うということを考えています。28 年度につきましては、27 年度実施事業の監視、それから障害者団体等へのヒアリングとあわせて、計画策定の前年度にございますので、障害者等保健福祉基礎調査を実施することとしております。平成 29 年度につきましては、28 年度事業の監視並びに障害者団体等へのヒアリングとともに、障害者保健福祉計画の全体評価、それから新しい計画の策定を実施するという流れとなります。

2 番の 27 年度における監視等でございます。

まず、1 番の監視でございますが、26 年度に実施した事業等の実施状況につきましては、今日お渡ししております資料の 3-4 から 3-7 までの資料にまとめたところでございます。

次に、調査につきましては、この後、詳しくご説明申し上げますが、障害者団体等に対する面談や懇談会によりヒアリングを実施するということとしております。

(1) の監視並びに (2) の調査を踏まえまして、計画の進捗状況等を評価いたします。

スケジュールは下のほうに示しておりますが、本日、監視等の方法について検討していただいた後、2 月中に調査を実施して、3 月に予定をしております第 10 回協議会で分析・評価をいただくという予定にしております。

続きまして、資料の 3-3 をご覧ください。

ヒアリングによる調査につきましては、数値目標等の監視だけでは十分に把握し切れない現状や課題について把握するために実施するものでございます。

対象につきましては、平成 25 年度のヒアリング調査や、それから条例のあり方を検討するために 26 年度から 27 年度にかけて実施をいたしました、障害者団体等との意見交換会でお会いした方々以外の団体等を中心に考えたらどうかということで、計画をしております。25 年度から 27 年度にかけて意見交換等を行った団体につきましては、参考資料にお示ししておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

この間、様々な障害種別の障害者団体の皆様に加えまして、障害福祉サービスにかかわる方々や、雇用や就労支援に携わる方々、それから交通事業者の皆さん、その他商工会や旅館業の方、商店街、宅建業の方など、幅広い分野の方々とお会いをしてきたところでございます。

また資料 3-3 のほうにお戻りいただきたいと思いますが、今回の調査の対象につきましては、左の欄に挙げている方々を考えておりまして、右に示している団体の方に対象者の推薦をお願いしたいと考えております。

まず、精神障害当事者の方については、これまでのヒアリング等でもお会いしてきているところではございますが、今回は当事者自身により障害理解の推進に取り組んでいるという観点で、スピーカーズ・ビューローの方々にお願いをしたいと考えております。

それから、在宅の重度障害者の方、重症心身障害児者の方、そして 25 年度の調査

では放課後等デイサービスを利用している発達障害の方のご家族にお話を伺ったところでございますが、今回はもっと年齢の低いお子さんのご家族にお話を伺えたらと考えており、未就学の発達障害児のご家族の方ということで対象にしたいと考えております。

それから、5つ目のところです。今年7月までに指定難病の数が、難病法自体は306、障害者総合支援法については332に増えましたが、そのような新たに難病指定された当事者の方にお話を伺いできたらと考えているところです。それが難しい場合につきましては、市の難病サポートセンターが運営を始めて3年になりますので、その運用の状況と、どのような相談が来ているのかといった内容などについてお伺いをできたらいいのではないかと考えています。

それから、障害者スポーツ団体の方にもお話をぜひお伺いしたいということで、計画をしております。

調査項目につきましては、25年度の調査と同様に生活ニーズに関することということで、地域での生活に関すること、社会参加に関すること、保健・福祉・医療に関すること、それから差別も含めた権利擁護に関することについてお話を伺いたいと思います。

調査方法でございますが、基本的にはこちらからお伺いをして実施するということとしたいと思いますが、相手方と調整をしまして、もしも事務局のほうで場所を確保したほうが良いといったような場合には、そのようにしたいと思います。

裏面に移りまして、調査の時間につきましては、1回当たり2時間程度ということで考えております。

次に、調査グループの構成でございますが、協議会委員の方が2名、それから事務局職員が2名で1グループといたします。調査の日程につきましては、委員の皆さんとも調整をさせていただきながら、2月中旬から下旬にかけて実施をしていきたいと思います。

調査結果につきましては、事務局で取りまとめ、3月の協議会で報告をしたいと考えております。

それから、監視ということで、施策の実施状況についてまとめました。資料の3-4から3-7につきましては、本日は時間の都合がございますので、後ほどご高覧いただきまして、もしご不明の点などございました場合は、会の最後にご案内いたしますが、またファクス等でお送りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、まずこの(3)障害者保健福祉計画に係る監視等についての①について、資料の3-1にありましたが、先ほどの説明では、ここの実施方針には第4期仙台市障害者福祉計画についての記載がなかったので、これを加えるということとし

た。ご了承いただけますでしょうか。

はい。では、これはそのとおりということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

②は平成 27 年度における障害者保健福祉計画に係る監視等、③は平成 27 年度におけるヒアリング調査についてということでございます。そして、④については、先ほどの事務局のお話では、とてもたくさんの資料になるので、3-4 から 3-7 についてご確認ください、ファクス等でご指摘いただければというお話でした。

では、②、③についてご意見をいただきたいと思います。

資料の 3-2、3-3 について、いかがでしょうか。坂井委員、お願いします。

坂井委員

坂井です。

2 点お伺いしたいのですが、まず 1 つが、モニタリングの人数などについてどのように想定されているのかということ。それから、これは勝手な調査項目のアイデアですが、震災を受けての内容も載せてはどうかと思います。以上です。

会 長

モニタリングの人数等について、それから、震災に関する調査項目も必要なのではないかというご意見でした。

事務局、お願いいたします。

事務局  
(高橋課長)

まず、モニタリングの相手方の人数については、数名程度と考えております。

それから、震災に関する項目については、特に予定をしておらなかったのですが、もし入れたほうが良いというご意見がございましたら、検討したいと思いますので、皆さん、いかがでしょうか。

会 長

震災に関する調査項目について、坂井委員から提案がありましたが、事務局から委員の皆様へ、そのことに関していかがでしょうかという問いかけがありました。いかがでしょうか。坂井委員、お願いします。

坂井委員

すみません。少し説明が足りなかったかもしれません。震災を受けての現状の把握という部分もちろんありますし、それから、例えば震災自体への備えであるなど、震災に対する対処についての内容が思いつくかと思いますので、そのような内容をぜひ今回のヒアリングに反映させてもらえればと思い、提案させていただきました。以上です。

会 長

ただいまの坂井委員の提案に関しまして、委員の皆様、賛成の意見も含めて何かございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。佐々木委員、お願いします。

- 佐々木委員 みやぎ脳外傷友の会七夕の佐々木です。  
私も賛成です。やはり5年目ということもありますし、被災地宮城県、仙台市という点でも、やはりそういった情報を私たちとしても把握しておくことは大切なのではないかと思いますので、賛成です。
- 会長 ありがとうございます。  
では、ただいまのご意見を踏まえた調査内容で進めるということによろしいでしょうか。委員の皆様、よろしいですか。はい、ありがとうございます。  
では、事務局お願いします。
- 事務局 (村上部長) 事務局の村上です。  
ヒアリングに際しましては、委員の皆様方にもご参加をお願いしたいと考えております。調査対象とさせていただく団体や当事者によって、調査項目が変わってくるかと思っておりますので、先ほどご提案がありました現状の把握であるとか、どのような備えをしていたか、また、どのようなことが必要になってくるのかという項目など、それぞれの状況に応じて項目立てを工夫してみたいと思います。
- 会長 佐々木委員、お願いします。
- 佐々木委員 七夕の佐々木です。  
今の話に付随して、私たちがヒアリングに行かせていただくことになると思いますが、今回のヒアリングで対象となる障害をお持ちの皆さんは、私自身も今までなかなか存じ上げなかったような新しい難病の方など、本当に私自身がまだまだ不勉強でわかっていない皆さんも多くいらっしゃると思います。そこで、お手数をおかけして申しわけないのですが、2時間でできるだけいろいろなことをお聞きしたいので、事前に、どのような団体で、皆さんどのような困りごとがありそうなのかというような情報をいただきたいです。また、私たち自身もですが、やはりヒアリングの場が緊張した場面になってしまうとなかなか本音が聞き出せないと思うので、私も場づくりとして話しやすい環境づくりというか、緊張しないで本当にいつも困っているような話をざっくばらんにできるような場づくりというようなところを意識したいと思っており、ぜひその辺について、委員の皆さんにも意識していただけるといいのではないかと思います。以上です。
- 会長 大事なご指摘、ありがとうございます。  
そのほか委員の皆様からございますでしょうか。白江委員、お願いいたします。
- 白江委員 難病相談支援センターの白江です。



調査対象の中で、新たに難病指定された当事者とありますが、この新たにというところで少し気になったことがあります。聞きたいことは何かだいたい想像はつくのですが、やはり数が極めて少ないと思います。さらに、その中でも具体的に障害者総合支援法関係のサービスを使っている方がどれくらいいらっしゃるのかということになると、難病サポートセンターでも具体的には把握していませんし、相談は本当に頻繁ではないので、モニタリングの意味をなすかどうか、その辺が少し心配ではあります。ですので、この新たにというのは外して、難病というように広げられたほうがモニタリングとしてはいいのではないかと考えます。また、もう一つ、教えていただきたいことがあります。小児慢性特定疾患のお子さんについて、今回支援の対象も 332 に広がったことで、小児慢性特定疾患からずっと継続して支援が受けられるようになった方もかなり増えているわけですが、子供未来局との役割分担というか、その辺はどのようにされているのかということがまだよくわからないところがあります。私は常々、小児慢性特定疾患のお子さんのことが非常にわかっていないというか、できていないというか、体制も、国もそうですので、ここはしっかり仙台市も目を向けてほしいと思っています。ですので、小児慢性特定疾患のお子さんのモニタリング、ヒアリングはぜひ何らかの形でやっていただきたいという思いがあり、ぜひご検討いただきたいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

事 務 局 小慢については、子供未来局が担当になるのですが、そちらのほうにも相談をしながら、どのように進めていったらいいか考えたいと思います。

会 長 白江委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。  
黒滝委員、お願いします。

黒 滝 委 員 精神障害者当事者（スピーカーズ・ビューロー）と書いていますが、スピーカーズ・ビューローの方はもうすっかり慣れているか、ある程度社会に向けて進んでいける方なんですね。それよりも、作業所に通所している方などのほうが、私はもっといろいろな意見が聞けると思いますので、よろしくお願いします。すみません。スピーカーズ・ビューローの方もいいんですよ。どちらもお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 黒滝委員のご意見ももっともなことだと思いますが、今回期間も限られているということなので、特に差別解消について条例のあり方を検討していく中でも、当事者の力というのは非常に大きいし、そこをエンパワーメントしていくということが

すごく大事ということがココロン・カフェなどをやっても認識したのではないかと私は思っています。障害理解に対して障害のある方が自ら取り組むということは非常に大事であり、ぜひスピーカーズ・ビューローの方に今後の啓発の取り組みについてもご協力をいただきたい、彼らの活動についてももう少し深く知りたいということもあり、今回対象に入れているところでございます。黒滝委員がおっしゃったような方については、来年度以降に新しい計画を策定することを目指す上で、避けて通れないところでございますので、そこできちんと取り組みたいと思います。今回については案の内容でぜひ取り組ませていただきたいと思っているところでございます。

会 長 よろしいでしょうか、黒滝委員。（「ありがとうございます」の声あり）

はい、ありがとうございます。まず今現在は 27 年度のヒアリングということでの検討ですね。また、参考資料 1 にあるとおり条例策定のことも含めて多くの団体から意見交換、グループインタビューなどを行ったので、そのときに行えていなかった団体等を対象にということで、資料の 3-3 のような提案がございましたが、その点も含めて、委員の皆さんから何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

この団体の方々との話については、今日皆さんにお認めいただいてから調整していくということですね。ですから、団体の都合等などによって内容が変わることもあり得るかもしれないということでしょうか。はい。委員の皆さん、そのほかいかがでしょうか。

そして、また資料の 3-2 でも説明いただきましたが、今年度が終わって来年度となったら、またモニタリング等を含め、新しい計画策定のため、障害者保健福祉計画の基礎調査も始まっていくということでもあります。それで、この限られた今年度の中での調査、ヒアリングということでございますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。そのほか何かございますでしょうか。

では、今年度のヒアリングについては、ご意見はよろしいでしょうか。確認はよろしいでしょうか。

それでは、障害者保健福祉計画に係る監視等及びヒアリング調査については、皆様からいただいた確認も踏まえて、資料 3-2 と 3-3 のとおり進めるということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ただ、先ほどの確認もありましたが、調整の結果、推薦団体等に変更などが生じる場合は、会長と大坂副会長に一任させていただくということでしたが、これもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）はい、ありがとうございます。

それでは、この議事の（3）のところは終わりましたといいますが、④については、お手元に届いた資料の中で何か今確認することとかがありますでしょうか。先ほど事務局のお話では、資料の 3-4、3-5、3-6、3-7 についてのご意見などは、後でファクスやメールなどで、事務局宛てにいただきたいということでしたが、進行が順調にいらいますので、今のところで何かございましたら、お

願います。坂井委員，願います。

坂井委員 大したことではないのですが，3-3の資料に戻り，スピーカーズ・ビューローのところの名前が仙台スピーカーズ・ビューローの間違いだと思います。すみません，以上です。

会 長 では，名前の確認をお願いします。  
では，（3）については以上でよろしいでしょうか。このごろにしては珍しく順調に進み過ぎましたので。では白江委員，願います。

白江委員 ④でなくてもよろしいでしょうか。話が少し戻ってしまうのですが，ヒアリングやモニタリングに当たっての評価基準と申しますか，評価項目が大ざっぱに示されているのですが，私も過去にやらせていただいて，チェック項目であるとか，留意点であるなど，仙台市としてどうしてもこの点は知りたいというようなことがあらかじめわかっていると，話しやすいかなというのが1点あります。共通してどうしても聞いてもらいたい部分と，それから委員独自に聞きたい部分などいろいろあると思うので，そういったものがあると非常にいいのかなと思います。また，相手方も事前にあるとお答えを準備していただくのにもいいのかなと思いますので，ご検討いただければと思います。

会 長 はい，大事な確認，ありがとうございました。  
では，まずはこの（3）については大事な急ぐ調査でもありますので，その辺の確認なども含めて，後から事務局から話していただくとして，議事の（3）については，一旦終わりにさせていただいてよろしいでしょうか。はい。

#### (4) その他

会 長 そうしますと，（4）にその他とあります。その他についてですが，これについては，事務局から何かありますか。ないですね。

では，委員の皆様からその他ということで何かございますでしょうか。今日は目黒委員は出席できなかったわけですが，4月2日は世界自閉症啓発デーということで，貴重な資料を目黒委員からいただきました。ありがとうございます。

では，まず議事としてはここで終わらせていただいて，あとは事務局からこれからの進め方など，いろいろあると思いますので，説明していただくようにしてよろしいでしょうか。はい，ありがとうございます。

では，事務局，願います。私の進行は終了させていただきまして，事務局にマイクをお返しいたします。願います。

#### (5) 閉 会

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 9 回）

事務局

それでは、最後に事務的なご連絡を申し上げたいと思います。

まず、議事に関しまして、ご意見等をいただくということで今もお願いをしておりましたが、ファクスやメール等で事務局宛てご送付いただければと思います。その際、ご意見票にも書いてありますが、ヒアリング調査などモニタリングに関するご意見については、団体等との調整もごさいますので、大変期間が短くて恐縮でございしますが、2月1日の月曜日までにお願ひできればと思います。また、対応要領に関することや、障害者保健福祉計画等の実施状況等に関するご意見につきましては、2月10日水曜日までお願ひできればと思います。そして、ヒアリング調査の具体的な日程調整などにつきましては、後日、事務局から委員の皆様にご連絡をさせていただきます、調整をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

また、最後になりますが、議事録につきましては、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただき、ご返送いただければと思います。これに基づきまして修正作業を行い、議事録として決定させていただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 9 回）を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

署名人 市川義直

